



# 福島県報

## 目次

|        |  |   |
|--------|--|---|
| 福島県病院局 | ○福島県病院局組織規程の一部を改正する規程                    | 六 |
|        | ○福島県病院局処務規程の一部を改正する規程                    | 六 |
|        | ○福島県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程              | 六 |
|        | ○福島県病院局業務管理者が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程 | 六 |
|        | ○福島県病院局業務管理者が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程  | 六 |
|        | ○福島県病院局業務職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を廃止する規程     | 七 |
|        | ○公印を新調しその使用を開始する件                        | 七 |

## 福島県病院局

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月28日

福島県病院局業務管理者 茂田 士郎

### 福島県病院局管理規程第3号

#### 福島県病院局組織規程の一部を改正する規程

福島県病院局組織規程(平成16年福島県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

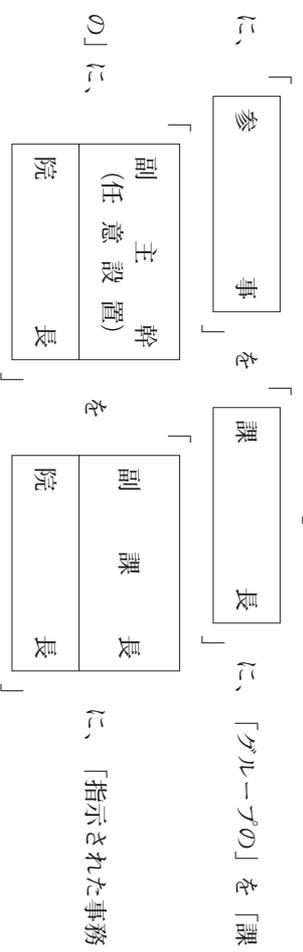
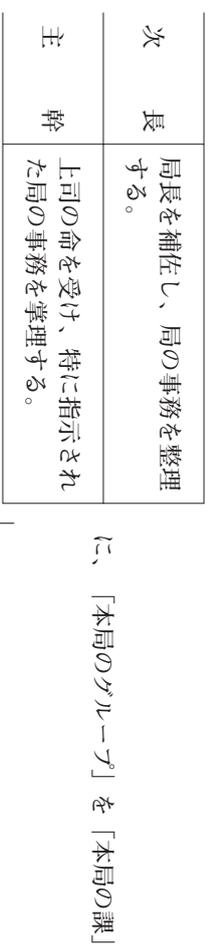
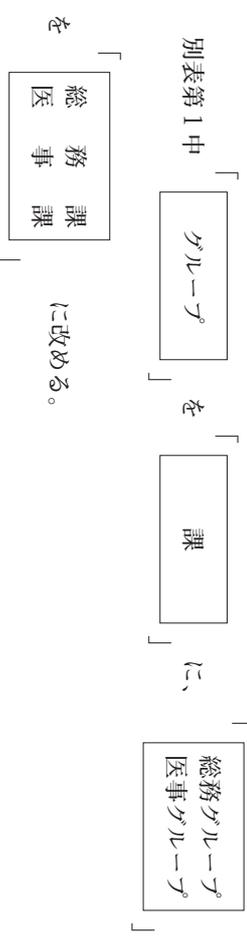
第2条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「グループ」を「課」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 病院総務課

### (2) 病院経営改革課

第2条第2項中「管理グループ」を「病院総務課」に改め、同項第9号及び第10号を削り、同項第11号中「他グループ」を「他課」に改め、同号を同項第9号とし、同項第12号中「他グループ」を「他課」に改め、同号を同項第10号とし、同条第3項中「経営改革グループ」を「経営改革課」に改め、同項に次の2号を加える。

- (3) 業務の状況の説明書類に関すること。
- (4) 病院事業の用に供する資産に係る事務の総括に関すること。



を整理する」を「指示された事務を点検し、及び整理する」に、「グループ」を

「

|               |
|---------------|
| 副主幹<br>(任意設置) |
| 診療部長          |

」を

「

|                |
|----------------|
| 事務次長<br>(任意設置) |
| 診療部長           |

」に、「処理する」を「掌理する」に、

「

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 中央放射線部長 | 中央放射線部長の命を受け、の業務を掌理し、揮監督する。 |
| 放射線技師長  | 上司の命を受け、関する業務を処理を指揮監督する。    |

」

中央放射線部所属職員を指し、所属職員放射線技術に

「

|        |         |                                    |
|--------|---------|------------------------------------|
| 中央放射線部 | 中央放射線部長 | 中央放射線部長の業務を掌理し、所属職員を揮監督する。         |
|        | 放射線技師長  | 上司の命を受け、放射線技術関する業務を処理し、所属職を指揮監督する。 |
| 集中治療部  | 集中治療部長  | 上司の命を受け、集中治療部業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。   |

」

部に指し、に改める。

の揮

この規程は、平成20年4月1日から施行する。  
(管理グループ)

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成20年3月28日 福島県病院事業管理者 茂田士郎

福島県病院局管理規程第4号

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程

福島県病院局処務規程(平成16年福島県病院局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「参事若しくは」を「本局(福島県病院局組織規程(平成16年福島県病院局管理規程第1号)第2条第1項に規定する本局をいう。以下同じ。)の課長(以下「課長」という。)若しくは」に、「グループ」を「本局の課」に、「参事が」を「課長が」に改め、同条第13号中「管理グループ参事」を「病院総務課長」に改める。

第3条中「総括参事」を「局次長」に改める。  
第4条第1項中「(福島県病院局組織規程(平成16年福島県病院局管理規程第1号)第2条第1項に規定する本局をいう。以下同じ。)」を削り、「管理グループ参事」を「病院総務課長」に改める。

第9条の表中「総括参事」を「局次長」に、「参事」を「課長」に、

「グループにあつては副主幹」を「課にあつては副課長」に改め、「主幹及び副主幹のいずれも置いていないグループにあつては主務主任主査(当該事務を処理する主任主査をいう。)」を削る。

第12条第1項の表福島県病院局印の項、福島県病院事業管理者印(病院局用)の項、福島県病院事業管理者職務代理者印の項及び福島県病院局長印の項中「管理グループ参事」を「病院総務課長」に改め、福島県病院局参事印の項中「福島県病院局参事印」を「福島県病院局課長印」に、「管理グループ参事」を「病院総務課長」に改める。

第13条中「総務部文書管財領域文書法務グループ参事」を「総務部文書管財総室文書法務課長」に、「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に、「管理グループ参事」を「病院総務課長」に改める。

第14条第2項から第4項までの規定中「管理グループ参事」を「病院総務課長」に改め、同条第5項中「グループ」を「課」に改め、同条第6項中「参事」を「課長」に改める。

第14条の4第2項及び第15条中「管理グループ参事」を「病院総務課長」に改める。  
 第16条第1項中「管理グループ参事」を「病院総務課長」に、「参事」を「課長」に改め、「担当参事」を「担当課長」に改め、同条第2項中「担当参事」を「担当課長」に改め、同条第4項中「参事」を「課長」に改める。

第17条第2項中「管理グループ参事」を「病院総務課長」に、「参事」を「課長」に、「担当参事」を「担当課長」に改める。

第19条の表本局の項中「参事」を「課長」に、「副主幹」を「副課長」に改める。

第20条第1項、第3項及び第4項中「参事は」を「課長は」に、「管理グループ参事」を「病院総務課長」に改め、同条第5項中「参事」を「課長」に改め、同条第6項中「管理グループ参事」を「病院総務課長」に改める。

第21条第1項中「参事」を「課長」に改め、同条第2項中「管理グループ参事」を「病院総務課長」に、「参事に」を「課長に」に改め、同条第3項中「管理グループ参事」を「病院総務課長」に、「参事と」を「課長と」に改め、同条第5項中「管理グループ参事」を「病院総務課長」に、「参事に」を「課長に」に改め、同条第6項中「参事」を「課長」に改める。

第22条第1項中「参事」を「課長」に改め、同条第2項中「管理グループ参事」を「病院総務課長」に、「参事から」を「課長から」に改め、同条第4項中「参事」を「課長」に改める。

第23条中「参事」を「課長」に改める。  
 第25条第1項中「管理グループ参事」を「病院総務課長」に改める。

別表第1中「及び参事」を「及び課長」に改め、同表局長専決事項の欄17中「総括参事」を「局長」に改め、「参事及び」を「課長及び」に改め、同欄18から22までの規定中「総括参事」を「局長」に改め、同表参事専決事項の欄中「参事専決事項」を「課長専決事項」に改め、同欄（共通専決事項）19中「参事」を「課長」に、「副主幹」を「副課長」に、「グループ員」を「課員」に改め、同欄（共通専決事項）20中「参事及びグループ員」を「課長及び課員」に改め、同欄（共通専決事項）22中「総括参事」を「局長」に改め、同欄（共通専決事項）23から25までの規定中「参事及びグループ員」を「課長及び課員」に改め、同欄（共通専決事項）26及び27中「グループ員」を「課員」に改め、同欄（管理グループ参事特定専決事項）中「管理グループ参事特定専決事項」を「病院総務課長特定専決事項」に改め、同表備考中「参事専決事項」を「課長専決事項」に、「当該グループ」を「当該課」に、「副主幹」を「副課長」に、「参事が」を「課長が」に改める。

別表第3中

福島県  
病院局  
印

を

福島県  
病院局  
印

に改める。

様式第6号中「グループ名」を「課名」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(管理グループ)

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月28日

福島県病院事業管理者 茂 田 士 郎

#### 福島県病院局管理規程第5号

##### 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程等の一部を改正する規程

(福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部改正)  
 第1条 福島県病院局管理規程第3号の一部を次のように改正する。  
 第12条第1項中「第19条第1項第1号、第20条第1項第1号」を「第19条第1項並びに第20条第1項第1号」に改め、「並びに第21条第1項第4号及び第5号」を削る。

第13条第2項中「、作業に従事した日1日につき」を削り、同項第1号中「2,500円」を「死体1体につき3,200円」に、同項第2号中「1,100円」を「作業に従事した日1日につき1,100円」に改める。

第14条第1項第1号中「入院させるための感染症病棟又は感染症病室に勤務する職員(技能労務職員を除く。)」を「収容するための感染症病室を有する病棟(以下この項において「感染症病棟」という。))に勤務する医師、看護師、准看護師」に改め、「(次号に該当する場合を除く。)」を削り、同項第2号中「病院に勤務する職員」を「感染症病棟に勤務する職員(前号に規定する職員を除く。)」に、「前項」を「同項」に改め、同項第3号中「病院に勤務する技能労務職員」を「感染症病棟に勤務する技能労務職員(看護助手を除く。)」に改め、同条第2項中「、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、当該各号に定める額(専ら前項第4号に掲げる作業に従事した場合にあっては、1月につき5,700円)」を「290円」に改め、同項各号を削る。

第16条第2項中「(専ら前項第2号に掲げる作業に従事した場合にあっては、1月につき4,800円)」を削る。

第19条第1項中「次に掲げる場合」を「病院に勤務する職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定により、精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがある者に直接接して、調査、診察立会い又は移送の業務に従事したとき」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「、340円」を「340円」に改める。

第21条第1項第1号中「病棟において、当該病棟の」を削り、同号ア中「病棟」の次に、「における当該病棟の業務」を加え、同号イを次のように改める。



会津、大野病院事務長

|                                       |                                       |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 知事部局の課長相当職                            | 知事部局の副課長相当職                           |
| 課長<br>局主幹<br>主幹<br>矢吹、喜多方、南会津、大野病院事務長 | 副課長<br>宮下病院事務長<br>矢吹、喜多方、南会津、大野病院事務次長 |

に改める。

「会津総合病院中央手術部長 会津総合病院集中治療部長」を「会津総合病院中央手術部長 会津総合病院集中治療部長」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(管理グループ)

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月28日

福島県病院局事務管理部長 茂田 士郎

福島県病院局管理規程第7号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程(平成16年福島県病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「グループ」を「課」に改める。

第7条第3項中「参事が」を「本局の課長(以下「課長」という。)が」に、「参事の」を「課長の」に改める。

第8条第1項の表1の項から7の項まで及び9の項から25の項まで並びに同条第2項の表2の項、8の項から10の項まで及び14の項、第13条の表参事の項並びに第34条第1号及び第2号中「参事」を「課長」に改める。

第39条第7号中「自動車損害賠償法(昭和30年法律第97号)に基づく」を「火災保険料及び」に改める。

第110条、第146条、第147条、第152条、第153条第1項、第154条第1項及び第2項、第155条第2項、第156条第1項から第3項まで、第158条第1項及び第3項、第159条、第160条第1項及び第3項、第161条第1項及び第3項、第163条、第165条第2項及び第3項、第166条第1項、第167条並びに第168条中「参事」を「課長」に改める。

第174条第4号中「又は地方公共団体」を「、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第192条第1項第2号において同じ。)」に改め、同条第6号中「100万円」を「500万円」に改め、「(当該契約の締結の日から15日以内の日を当該期日としてい

る場合に限る。)」を削る。

第180条第1項中「年3.4パーセント」を「年3.7パーセント」に改める。

第189条第1項中「15日」を「10日」に改める。

第192条第1項第2号中「又は地方公共団体」を「、地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同条第3号中「100万円」を「500万円」に改め、「(当該契約の締結の日から15日以内の日を当該期日としている場合に限る。)」を削る。

第207条を次のように改める。

(総合評価一般競争入れ)

第207条 契約権者は、地方自治法施行令第167条の100の2第4項又は第5項の規定によりあらかじめ学識経験を有する者の意見を聴いたときは、別に定める場合を除き、その意見を管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

第232条第1項第2号、第235条並びに第237条第1項及び第2項中「参事」を「課長」に改める。

別表第5の3の表中「株式会社東邦銀行本店営業部福島市役所出張所」を「株式会社東邦銀行福島市役所支店」に、「株式会社東邦銀行本店営業部福島医大出張所」を「株式会社東邦銀行福島医大病院支店」に、「株式会社東邦銀行郡山支店郡山市役所出張所」を「株式会社東邦銀行郡山市役所支店」に、「株式会社東邦銀行郡山支店郡山総合卸市場出張所」を「株式会社東邦銀行郡山総合卸市場支店」に、「株式会社東邦銀行会津一之町支店竹田総合病院出張所」を「株式会社東邦銀行竹田総合病院支店」に、「株式会社東邦銀行会津支店会津若松市役所出張所」を「株式会社東邦銀行会津若松市役所支店」に、「株式会社東邦銀行白河支店白河市役所出張所」を「株式会社東邦銀行白河市役所支店」に、「株式会社東邦銀行いわき市役所出張所」を「株式会社東邦銀行いわき市役所支店」に改める。

様式第72号中「病院局参事」を「病院局 課長」に、「参事」を「課

「長」に改める。

様式第73号から様式第75号までの規定中「総括参事」を「長次長」に、「参事」

を「監査」に、「ハヌーパズ」を「監査」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第207条の改正規定は、公布の日から施行する。

(管理グループ)

福島県病院事業職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月28日

福島県病院事業管理者 茂田士郎

#### 福島県病院局管理規程第8号

福島県病院事業職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する規程

#### 規程

福島県病院事業職員に対する被服の支給等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「グループの参事」を「課の課長」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(管理グループ)

福島県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月28日

福島県病院事業管理者 茂田士郎

#### 福島県病院局管理規程第9号

福島県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

福島県病院局職員安全衛生管理規程（平成16年福島県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「グループ」を「課」に改める。

第7条第1項中「総括参事」を「局長」に改める。

第17条第2項中「管理グループ」を「病院総務課」に改める。

第21条第2項中「グループ」を「課」に改める。  
様式第1号から様式第3号までの規定中「部（グループ）名」を「部（課）名」に、「管理グループ参事」を「病院総務課長」に改める。  
様式第4号備考、様式第5号備考2及び様式第6号備考中「管理グループ参事」を「病院総務課長」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(管理グループ)

福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月28日

福島県病院事業管理者 茂田士郎

#### 福島県病院局管理規程第10号

福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

#### 正する規程

福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項イ及び別表第2の2の項中「100円」を「30円」に改める。

様式第1号から様式第10号までの規定中「担当グループ（病院）」を「担当課（病院）」に改める。

#### 附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）様式第1号による公文書開示請求書は、改正後の福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程様式第1号による公文書開示請求書とみなす。

3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(管理グループ)

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月28日

福島県病院事業管理者 茂田士郎

#### 福島県病院局管理規程第11号

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

#### 正する規程

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成16年福島県病院

局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項イ及び別表第2の2の項中「100円」を「30円」に改める。

様式第1号(その1)中「主管グループ(病院)」を「主管課(病院)」に、「事務取扱グループ(病院)」を「事務取扱課(病院)」に改め、同様式(その2)中「保有グループ(病院)」を「保有課(病院)」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「担当グループ(病院)」を「担当課(病院)」に改める。

様式第4号中「第6条第3項」を「第6条第3項・第6条第4項」に、「担当グループ(病院)」を「担当課(病院)」に改める。

様式第5号から様式第22号までの規定中「担当グループ(病院)」を「担当課(病院)」に改める。

様式第23号中「訂正決定等」を「利用停止決定等」に、「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に、「担当グループ(病院)」を「担当課(病院)」に改める。

様式第24号中「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に、「担当グループ(病院)」を「担当課(病院)」に改める。

様式第25号中「担当グループ(病院)」を「担当課(病院)」に改める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、様式第4号の改正規定(「第6条第3項」を「第6条第3項・第6条第4項」に改める部分に限る。)、様式第23号の改正規定(「担当グループ(病院)」を「担当課(病院)」に改める部分を除く。)及び様式第24号の改正規定(「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に改める部分に限る。))は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報保護に関する規程(以下「旧規程」という。))様式第2号による自己情報開示請求書、旧規程様式第3号による自己情報訂正請求書及び旧規程様式第4号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報保護に関する規程(以下「新規規程」という。))様式第2号による自己情報開示請求書、新規規程様式第3号による自己情報訂正請求書及び新規規程様式第4号による自己情報利用停止請求書とみなす。

3 この規程の施行の際現に作成されている旧規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(管理グループ)

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を廃止する規程をここに公布する。

平成20年3月28日

福島県病院事業管理者 茂田士郎

福島県病院局管理規程第12号

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を廃止する規

程

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(平成19年福島県病院局管理規程第11号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(管理グループ)

福島県病院局告示第1号

公印を次のように新調し、平成20年4月1日その使用を開始する。

平成20年3月28日

福島県病院事業管理者 茂田士郎

| 番 号 | 公 印 の 名 称 | 印 影   | 公 印 の 管 理 者 |
|-----|-----------|---|-------------|
| 7   | 福島県病院局課長印 |  | 病院総務課長      |

(管理グループ)